

予防課で受付する検査及び各消防署で受付する検査

以下に示す、消防署が所管する消防用設備等の検査のみを申し込む場合は、各消防署で検査の受付を行います。

○消防署が所管する検査は、次の消防用設備等に係る検査です。

- ア 消火器、簡易消火用具および動力消防ポンプ設備
- イ 漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)、非常警報器具および非常警報設備(放送設備を除く。)
- ウ 避難器具(救助袋および緩降機を除く。)、誘導灯および誘導標識
- エ 消防水
- オ 連結送水管
- カ 連結散水設備
- キ 非常コンセント設備
- ク 無線通信補助設備
- ケ 排煙設備

上記の消防用設備等を含む場合も、上記以外の消防用設備等の検査を申し込む場合は、予防課で検査の受付を行います。

【お問い合わせ】

- | | | |
|--------|-----|------------------|
| 消防局予防課 | 予防係 | TEL 076-280-2065 |
| 中央消防署 | 予防係 | TEL 076-280-5041 |
| 駅西消防署 | 予防係 | TEL 076-280-6094 |
| 金石消防署 | 予防係 | TEL 076-280-7037 |